

呉市公共事業評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市公共事業評価委員会設置要綱（平成11年8月12日実施。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、呉市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選出)

第2条 要綱第3条第4項の規定による委員長の選出は、指名推薦の方法によって行う。ただし、異議があるときは、無記名投票によって行うものとする。

(会議の招集)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する場合、委員長は、当該開会日の7日前までに、委員に通知するものとする。ただし、委員長において急を要すると認められた場合は、この限りでない。

(議長)

第4条 委員長は、会議の議長となる。

(議事)

第5条 審議方法は、委員会が決定する。この場合において、当該決定に当たっては、審議過程の透明性を確保するとともに、要綱第1条に規定する公共事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

2 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、要綱第1条に規定する事業評価の実施に係る事務を担当する職員を会議に出席させ、審議資料に関する説明を求めることができる。

(審議結果等の公表)

第6条 委員会は、会議の審議結果等について公表するものとする。

(意見の提出)

第7条 委員長は、審議の結果を取りまとめ、必要に応じて市長に対し、意見の提出を行うとともに、各委員にその内容を連絡するものとする。

付 則

この要領は、平成11年11月29日から実施する。

付 則

この要領は、平成23年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成31年2月18日から実施する。